

衆議院第十二回国会大蔵委員会議録第二十四号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)

午前十一時三十分開議  
出席委員

委員長代理 理事小山 長規君  
大上 司君 川野 芳滿君

佐久間 徹君  
清水 逸平君  
鳥村 一郎君  
三宅 則義君

宮蟠 靖君  
早稻田柳右エ門君  
松翠 燕人君

八百板 正君 深澤 義守君

中興四員君  
山席政府委員

大藏事務官(主  
計局法規課長) 佐藤 一郎君

專門員 植木文也君

惠門員 黑田 外太君

### の会議に付した事件

財政法、会計法等の財政関係法律の  
案(内閣提出第五一号)

一部を改正する等の法律案（内閣提  
出第五三号）

小山委員長代理 これより会議を開

## 租税特別措置法の一部を改正する法律

案、及び財政法、会計法等の財政関連法律の一部を改正する等の法律案の

法律案を一括議題といたしまして、

深澤委員 昨日に続きまして、財政

会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案について、なお質

をいたしたいと思ひます。支出負担の計画について、大蔵大臣の承認

を求める必要がないといふようにしてあります。しかし公共事業費その他の大蔵大臣の指定する経費による予算についてのみ、その計画については大蔵大臣の承認を要するということになつております。なぜ公共事業費と大蔵大臣の指定する経費についてのみ承認を得ることを要するといふにしたのか。その理由をひとつ明らかにしていただきたい。

○佐藤（一）政府委員 お答えいたしました。前回御説明を申し上げましたように、今回支出負担行為計画の承認という制度をやめましたのは、そのコントロールが支払い計画制度と二重になつてゐる。二重になつておる場合に、二重になつておるだけの効果がある場合にはよろしいのでござりますが、いたずらに手続が煩瑣であるといふ、非難のみこうされる場合があるのです。す。少なくとも一般の俸給の支払いのように、な場合、あるいは日常の事務用品の購入といふような場合におきましては、契約即支払いといふ場合が多いわけでございます。その場合に、契約においても計画のわくをはめ込み、支払いにおいても計画のわくをはめ込むなどなことは、大して意味がないから、これをやめよう、こういう意味合いでございます。ところが公共事業費等になりすると、もちろん予算はできるだけ精密にこれを積算して、編成いたしますわけであります。その内容は複雑でございまして、またいろ／＼な現地の事情等を勘案して、実行に移さざるを得ないということになつて参ります

ので、実際に予算の施行をいたします場合におきましても、さらにこれをでるべきだけ審査する機会を得ることが、執行を適正にするゆえんである。すなわち特定経費といたしまして、特別の実施計画、従来の支出負担行為計画のようなものを、四半期ごとに大蔵大臣のもとに提出させまして、そうしてこれを審査することが必要である。また公共事業費のごときものは、契約と支払いといふものについてのずれが相当ござります。従いまして、俸給や一般の日常事務用品等と異なりまして、その契約をし、それからさらにそれに基く支払いをする時期のずれといふものを相当考慮いたしますために、ある程度の計画を予測いたしまして、支払いの予測を立てるということも意味があります。それらの理由によりまして、特に必要な場合には、なお特定経費として指定をいたしまして、計画のわくにはめ込む余地を残しておこう、すなわち必要があつたならば、そういうふうに特定経費として指定をしよう、こういう気持であるわけであります。

が前年の実情その他をあわせ考えますと、特定経費として指定した方がしかるべきものと今後考えております。今さういたしますかは、まだ予算編成の途次でござりますので、はつきりきまつておるわけではございませんが、公共事業費、官庁常備費、あるいは予備隊の経費といふようなものを、今のところは考えております。

○深澤委員 なお提案理由の第三にあります、契約の性質または契約の金額の少額のものについては、協議を経ずしてやるということになつておりますが、この契約の性質と、それから契約の金額の少額のものというものは、この金額の限度はどの程度に大体考へておられますか。

○佐藤(一)政府委員 御承知のように、会計法の二十九條によりまして、政府が売買その他の契約をなします場合には、原則として一般競争入札に付さなければならぬ。但し法令に特別の規定がござりますときには、指名競争契約あるいは随意契約の道が開かれさせておるということになつておるわけでございますが、その場合どういふものを考えておるかと申しますと、現在指名競争に付する場合で申しますと、予定価格が百万円を越えない工事もしくは製造をなさしめ、または予定代価が六十万円を越えない財産の買入れをなすとき、あるいは予定賃料の年額総額が十万円を越えない物件の貸付をなすときであるとか、あるいは予定代価

が二十万円を越えない財産の売払いをなすときとかいう場合に、多く政府といたしましても、実際上の措置として指名競争の契約を認めています。また隨意契約の場合で申しますと、やはり同様に、予定価格が五十万円を越えない工事、製造、あるいは三十万円を越えない財産の買入れ、それからまた予定賃料の年額が五万円を越えない賃付をするとか、そのほか契約の性質としまして、たとえば労力の供給を受けるときであるとか、各省各厅、すなわち政府相互の間の特別会計と一般会計といふような、組織相互の間に契約を結ぶことがございますが、こういうようなときには、実際問題といたしまして、大藏大臣の協議を省いておりますが、これらを政令によつて明らかにしよう、こうしたことになつております。

○佐藤（一）政府委員 おつしやる通りであります。

○三宅（則）委員 私はただいま議題となつておりますが、財政法、会計法等の法律案につきまして、根本的なことを少し伺いたいと思つておるのであります。私は大蔵委員であり、なお決算委員を兼ねております関係上、ことに財政法、会計法等については非常な関心を持つておるわけです。そこでいつも言つておりますが、民間企業でありますと、もちろん会計課員がやりますが、実際の責任をとる者は専務であるとか常務あるいは社長、こういった最高の地位にある者が全部責任を持つてやつておる。したるに公経済になりますと、最高の地位にある者は決裁をするかもしれません、実際上は責任を負つてない。わずかに係官、あるいは昔で言うと属僚、係長もしくはその他の係官が責任を負うのであります。根本的にその上長・長官といふものは責任を負つてない。むしろ会計法規の方面から言いますならば、根本的に最後の責任を負う者はその上の長の者、たとえば出張所にありますては出張所長、あるいは局にありますては局长といふような最高の地位にある者が、責任を負わなければなりません。にもかかわりませず、大体において責任を負う者は下の方の末端の係官が責任を負つて、あとの者は、たとえば注意ぐらいでありますて、たま／＼榮転する、こういうことになるわけです。これを根本的にかるる用意が必要であります。存じます、政府委員の方は今どくいうように考えておられますか、承りたいと存じます。

○佐藤(一)政府委員 政府の会計問題  
係、予算関係の職員の責任に関する質問に対する答弁は、昭和二十五年に予算執行職員の責任に関する法律といふのが出まして、現在はそれによつておるわけでござります。從来から一般の職員が予官となり会計の仕事をやります場合には、支出官あるいは歳入徵収官といふよしなな、会計法上の特殊な職名が与えられまして、その者が最終の責任を負う、こうしたことになつております。わが会計法の原則におきましては、各省、各府の長、すなわち各省の大臣がまず第一次的な支出官でございます。しかしながら實際問題といつしまして、一般の経費の支出を大臣がやることはできません。そこで多く各省の会計課長が支出官ということになつております。責任の段階をどこで区切るかということは、實際問題として必ずかしいのでございますが、これは権限と責任とに比例して考えなければならぬわけです。実際問題としましては、大臣がみずから小切手に判を捺すといふ場合には參りませんから、どうしてもその下の代理官のようなもののがいるわけであります。会計課長という地位は、各省において最も重い地位でございまして、会計課長は少くとも最終的には直接の責任を負うといふ仕組みになつております。ありますから、三宅さんのおつしやいますような点については、十分体制はできておるかどうかという点が最も問題であります。これについては、会

計検査院等におきましても、また国会においても決算委員会等において、しばしば議論がござりますて、だん／＼そういうふうな運営が行われるようになります。それで、お話をうかがつたところでは、國税局等におきましては、局長なり次長といふものは相当責任の地位にあるものであります。それが責任を負うことは困難だと思いますが、たとえば局等において、地方の財務局あるいは國税局等におきましては、局長なり次長といふものは相当責任の地位にあるものであります。そういうものに一々目を通しますが、実際の小切書類には目を通しますが、手に判押をするのは若い二十二、三歳の青年がやつておりますて、場合によりますと使い込みとか、浮貸しというような例があるわけです。これを厳重に監督するのをその局長なり次長なりにいたしますれば、地方におきましては相当信用もありますし、自分が業進しなければならないという立場もありますから、そな無責任にはしない、こういうふうに考えて、結局國損を招くような事柄は、若い経験の足りない認識の少い者が担当官となつておる結果、そなう間違いが起る、こういうのでありますから、私どもいたしまして、むしろ地方等におきましては、その所長もしくは局長あるいは主任といふようなものに最高の地位を与え、責任を与えて、係官等はまつたく事務官にすぎない、こういうふうになければならぬと思う。本省で大臣ができるないことは、これは問題であります。佐藤さんは雲の上にいる係官であります。会計課長だけつこうです。問題が起りますのは、本省よりも地方行政官において往々多いわけであります。

しょうが、もつと下の方を掘り下げて、よく研究して、これに対しても認識を改めていただきたいと思います。それにつきまして、認証官と支出官はどちら大臣直属であると思いますが、認証官と支出官の区別について、もう一ぺんはつきりとお示し願いたいと申します。

○佐藤(一)政府委員 現在政府の支払いをします場合には、まず支出負担行為担当官——これはちよつと熟知されていない言葉でありますと、ますば常識的に言つて、認証担当官という地位にある支出負担行為担当官——いうのがございます。支出負担行為担当官が支出負担行為計画について、太蔵大臣に認められたところの四半期計画を越えるかどうかということを確かめまして、その契約をしようとする際には、認証官の認証をまず受ける必要がござります。その認証官のはんこをもらいまして、たところで、初めて契約を結ぶわけになります。契約を結びました結果として、支払いが生じましたときは、それを支出官に要求するわけであります。支出官は、大蔵大臣の承認された四半期別の支払い計画の範囲内であるかどうかを確かめまして、その範囲内であるときには支払いをする、すなわち小切手を振り出す、こういうことになつております。

ので、実際上の工事は進行いたしておりません。しかるに四月になりまして、急に暖かくなつたので工事を始めることがあります。実際問題は三月までやつたようなことにしてやります関係上、往往にしてそこに不純なことが起りますたり、でき上らないものをでき上つたとあります。実際に許可してやる場合がありますが、こういうものにつきましては、ある程度まで新しく設けられた明許縫越しといふことを基準に考えて、そういうふうなできないものは早くやる形式をとるか、もしくは認証のできるときにやる方式をとるか、そのどつちかをはつきりしたいと思いますが、政府委員はどう考えておりますか、承りたいと思います。

れば、国が相手方に対し債務不履行を生ずるわけであります。従つて大蔵省としては、できるだけやむを得ないものは縫越しの承認をするという方針で、初めから貫して參つておるのであります。が、まだ末端の出張所長、あるいは他の建設関係に携わつておる人々は、第一に承認の手続を各省を通じて中央の大蔵省に求めることが頗る現であると、それから承認は得られるとしても、縫越しをたび／＼やるような場合には、その翌年度において予算編成の際に考慮、しんしやくが加えられるのではないかというおそれがあること等々の理由によりまして、実際問題として成規の手続を踏めば縫越しを認められるにかかわらず、それを認めること等々の理由によりまして、実際問題として成規の手続を踏めば縫越しを認められます。これは私どもとしてはまことに遺憾でございますが、そういうような実情がござりますために、会計検査院から、しば／＼その批難を受けたるわけでございます。従つて繰越しの手続については、私ども一面できるだけ簡素化するとともに、そういう弊害のないよう代理出張のような弊害、あるいは実際問題として工事がほんとうは完成もしておらないのに、紙の上だけで完成を裝うといふ悪習は徐々にくなくして参りたい。関係各省とも相談をして、そういう悪習はなくすよう努めております。

納まらないものを納まつたようにして、つじつまを合せておる。こういうものがたくさんあります。あなたはよく御存じだらうと思いますが、法律を簡易にして認めてやるという法制を立てまして、十分実情に合うようにしてもらいたい、こういうことを特に希望するわけであります。会計法は御承知の通りむずかしく、手続がなか／＼めんどくさいからというわけで、今までの例によりますと、でき上らないものをでき上つた、買わないものを見つた、こういう不純きわまる方式が往往にして行われておりますからして、今お話になりました事柄は、もちろん各省大臣とも打合せのことだろうと思ひますが、なるべく平易にこれを許してやる。繰越しも認めてやるという制度を利用されますならば、今までのよくな公園、營團、その他にありましたような不純なことはなくなると思います。しかし根本は、政府の事業あるいは政府に關係のある事業といふものは、こういう誤解を起すおそれがありますから、そういうおそれのないようにしていただきたい。そういうことをまず強調しておきます。ただ三の随意契約もしくは指名競争、こういうのであります。私も昨年各地をまわつて参りましたが、随意契約の中には、单纯なものは随意契約もけつこうでありますけれども、相当高額なものであるにもかかわらず随意契約のものもあります。これは不純きわまるものであります。政府としてはこれをどういうふうに監督しておるか承りたい。

手続の簡素化の見地から略して行きました。先ほどちょっとと申し上げましたように、そのうちで特に一々協議を煩わす必要のないものは、一面うな事重要なものに関しては、必ず中央の大蔵省まで協議が参つております。私どもがそれを審査いたします場合には、眞に法文の趣旨に照して、随意契約をすることが適當であるかどうか、そこにいわゆる不都合なことがないかということを、十分に審査をして認めておるようなわけあります。

○佐藤(一)政府委員 御承知のように現在の日本の――日本と言いますが、おそらく各國の会計制度におきましても、各省の大蔵が予算執行の責任を負つております。予算の編成、調整につきましては大蔵大臣が最終の責任を持つておりますが、予算の執行については、結局各省の業務内容そのものと表裏一体の関係にござりますので、各省大臣がこの責任を負つております。現在の内閣制度で大蔵大臣が他の大臣の一殿上に立つといふ建前になつておりますので、この点はやむを得ないと考へております。しかしながら国庫大臣としての責任は、あくまで大蔵大臣が持つておるわけであります。従いまして会計検査院の検査とは別個に、現在会計法四十六條に基きまして監査をするという仕組みになつております。しかしながらこの監査のやり方が非常によくなないと非難を、各省からこうむつておるような実情でありますと、運営ができるだけ円滑にして參りたいと思つておりますが、しかしながら私ども四十六條に基づく監査は今後もこれを続けて行きます。御指摘のような事実がしばしば起りまして、予算編成をする大蔵省の立場といたしましても、そういうような予算の使い方をされたのではたまらない、こういう気持ちを持つております。その点はまったく同感と思つております。

臣が閣議に報告して、大蔵省で調べた各省の収支がはなはだしい、予算の執行がまことに適当でない、こういう報告をされたわけであります。大蔵省にはもちろんその調書があるはずですが、こういうものを本委員会にもひとつ参考に出されまして、ほんとうに厳重に国費を正確に使つてもらいたい。血税でありますので、国民の血のかたまりである租税をむだに使わないようになります。ことに大蔵省はその国庫省といたしまして十分なる責任と監督がある、かように思いますから、今後もこの会計法あるいは財政法等を勘案いたしまして、十分地方各官庁とも監察いたしまして、その成果を上げることが最も必要であると思いますが、これに対しまずする政府のお答えをひとつ承りたいと存じます。

九

する体制を確立することであるとか、いろいろな点がござります。いろいろな方面を検討しまして、少しでも事故が少くなるように目下考えております。

（三甲（貿易）委員　たたいての御説明で  
政府のお心構えを承つたわけでありま  
すが、将来ともます／＼そうしたよう  
な嚴重な監督をお願いいたします。  
最後にひとつ承りたいのは、この昭  
和二十七年の予算から新しい制度によ  
る。

ります会計法を施行しよう、こういう話であります。が、この繰越金等を勘案いたしまして、官庁会計の原則、三月のものを四月、五月まで二箇月間かかるつて一応整理いたしまして、七月までにすべて完了いたしまして会計検査院の方へ報告をする、私はこういう制度にしなければならぬと思いますが、実際面になりますと、あるいは一月遅れ

たり、二月遅れたりする場合があると思います。これをもう少しく簡素化いたしまして、ほんとうに三月で締め切ったものは四月、五月の二箇月に全部完了いたしまして、中央にこれを報告済みにすることが最も聰明な策であると思します。私経済におきましては会計整理というものは、二箇月以内にすべて決算いたしまして、税務官庁に出すことにいたしておりますが、国家といたしましてもこれに類するよう二箇月間に全部完了して、六月にはまとめて出します。こういう観を出した方が最も簡素化するゆえんであると思いますが、政府はどう考えておりますか承りたい。

算を早くして参りたい。それで実は今回、一時八月の末までに延ばしております。もちろん終戦直後非常に混乱いたしましたが、各方面の手不足あるいは通信の不備、いろいろな關係がございまして決算が遅れて参りましたが、その後年を追うてこの決算の提出待ち、その他の報告の提出状況は改善されて参つております。いつも問題になりますのは歳入でございまして、租税の方面が人手不足その他の関係で相当遅れ参りましたが、これもだんごと改善されております。もう大体當態にもどる時期が来た、こういうふうに考えております。

○三宅(同)委員 それではもう一言だけ申しますが、お説の通り六月までのものを七月に再認識いたしまして報告する、こういう点でありまするが、早く印刷に付しまして政府にも報告いたしますし、また会計検査院にも送付しなければならぬ、かように思うわけですが、会計検査院とタイアップいたしまして事前監査なるべく早いものに監査する。最後の決定権は最後の報告書が来てからやるわけですが、まあ四半期ごと、あるいは半年ごとに事前監査をするという必要があると思いますが、これについて政府の構想はどうありますか。一番しまいに監査をしてもだめですから、ときどきやつておいて、最後にばつとやる。なるべく早くから監査しておいて、最後の段階はしまいの方一つでよろしい。こういう制度を設けたらよからうと思いますが、どうですか。その辺を承りたい。

と思うのです。そういう立場から財政法、会計法の適正なる運営ということは私は重大であると思います。この予算支出に對しては、相当の究明をしなければならない機会であると私は思います。参考人等を呼んで十分研究する機会を持つべきだらうと思ふ。ところがこの法案が会期末の現在になつて提出され、審議も十分でなく、実情の把握も十分できなくて通過するという結果になると私は思う。こういうことはまさに政府として法案の出し方が親切でないといふあいに私は考えるのです。会期末に迫ります。そしてこの法案を出して来て、そうして十分の審議もせずにこれが国会を通過するという結果になつてしまふのです。が、その点について政府はどういうふうに考えるのですか。こういふことは今後十分ひとつ慎んでいただき、予算の支出が現在大問題になつておるから、そういうものとあわせて十分な審議を国会においててもらいたいと願う。希望と同時に、最後に政府の見解をお聞きしまして、私の質問を打ち切りたいと存じます。

○佐久間委員　ただいま議題となつております二法律案のうち、財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案につきましては、すでに質疑も尽されたと思われますので、本案については質疑を打切り、討論を省略し、ただちに採決に入られることを希望します。

○小山委員長代理　ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小山委員長代理　御異議なしと認め、本案については質疑を打切り、討論を省略し、ただちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○小山委員長代理　起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。なお本案に関する報告書の件につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

暫時休憩いたしまして、午後は二時から開会いたします。

午後零時七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参考〕

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案に関する  
報告書(内閣提出)

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十二月六日印刷

昭和二十六年十二月七日発行

蒙藏院事務局

白居易集